

事業概要及び用地測量説明会

一般県道 西金野井春日部線

令和6年8月



埼玉県 越谷県土整備事務所

説明内容

- 1 事業概要
- 2 事業スケジュール
- 3 用地測量について
- 4 用地補償について
- 5 質疑応答

1 事業概要

1 事業概要

路線概要

名称：一般県道西金野井春日部線

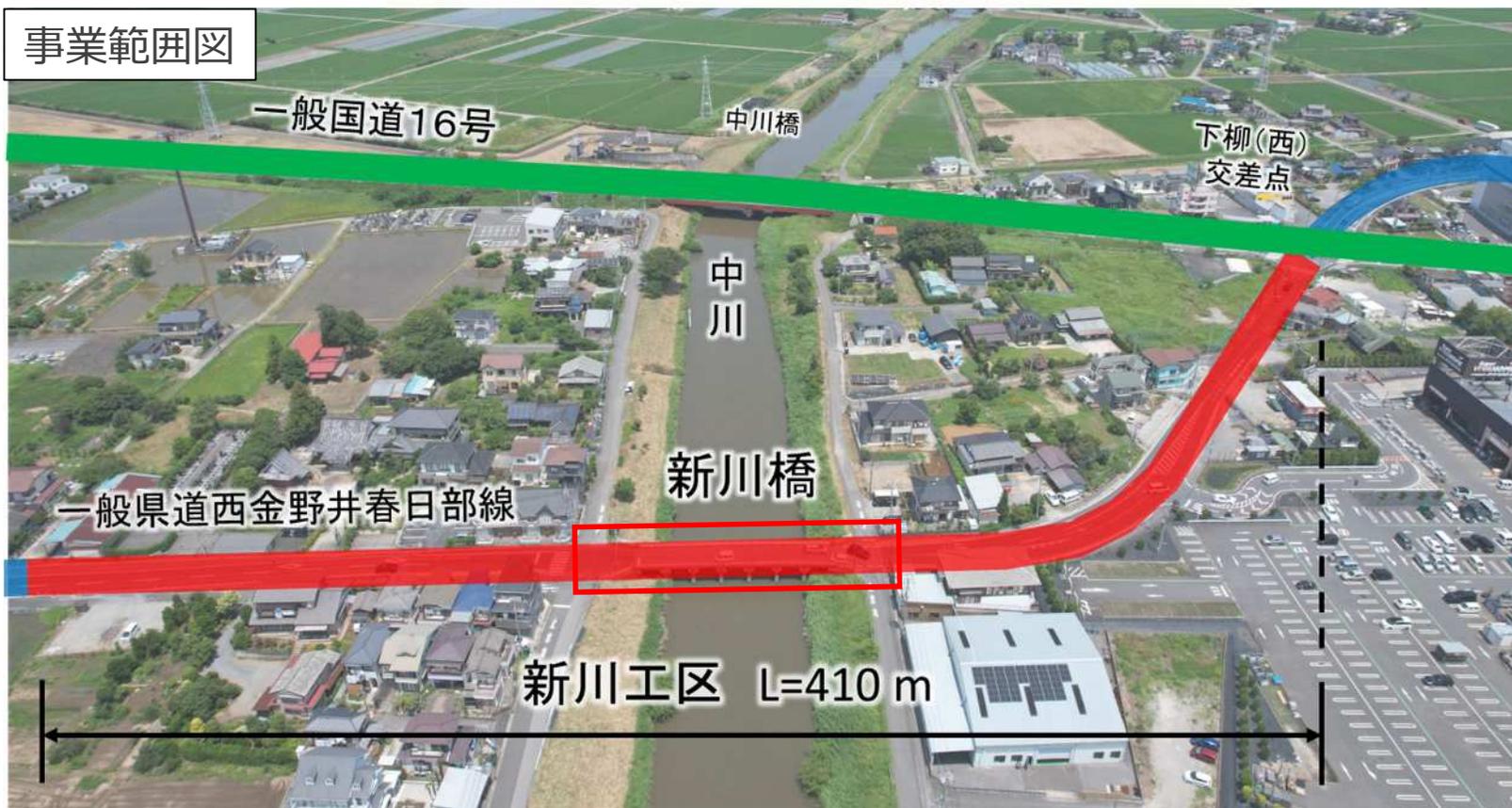
概要：旧庄和町と春日部市の市街地を東西に結ぶ幹線道路



1 事業概要

新川工区の事業概要

事業範囲図



【新川工区の整備概要】

- 道路の拡幅
未整備区間の幅員 → 6.0 m
拡幅整備後の幅員 → 12.0 m
- 新川橋の架換え

【整備後の標準的な幅員構成】



1 事業概要

橋梁の架換えについて

現在の新川橋

整備前の橋長 L=37.2m



歩行者の通行に支障

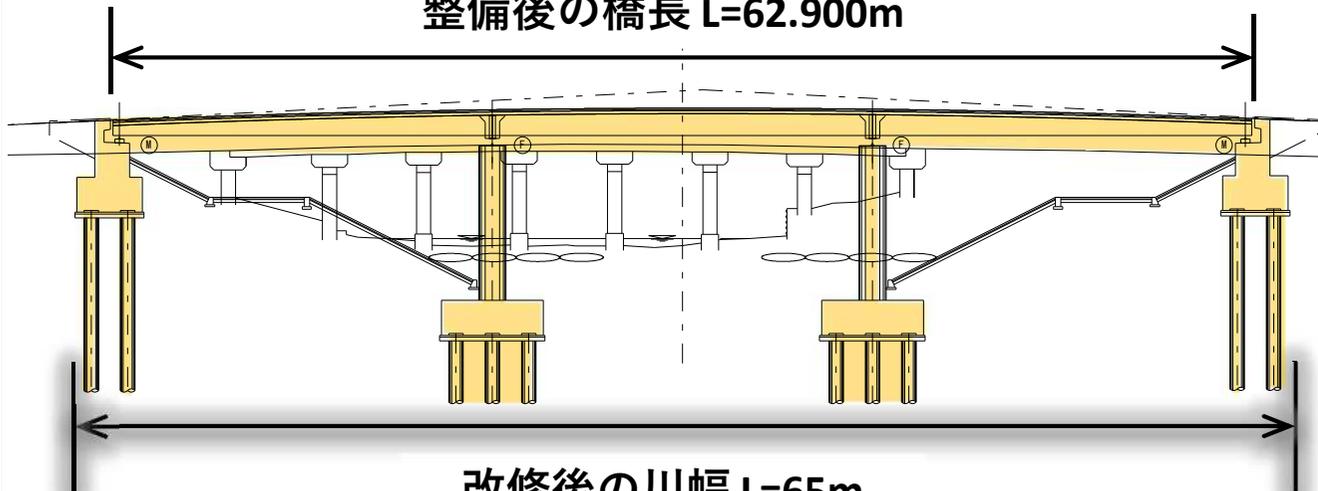


車両の往来により橋を渡れずにいる

橋梁の老朽化
中川の河川整備
の為、架換えが必要

整備後の新川橋

整備後の橋長 L=62.900m



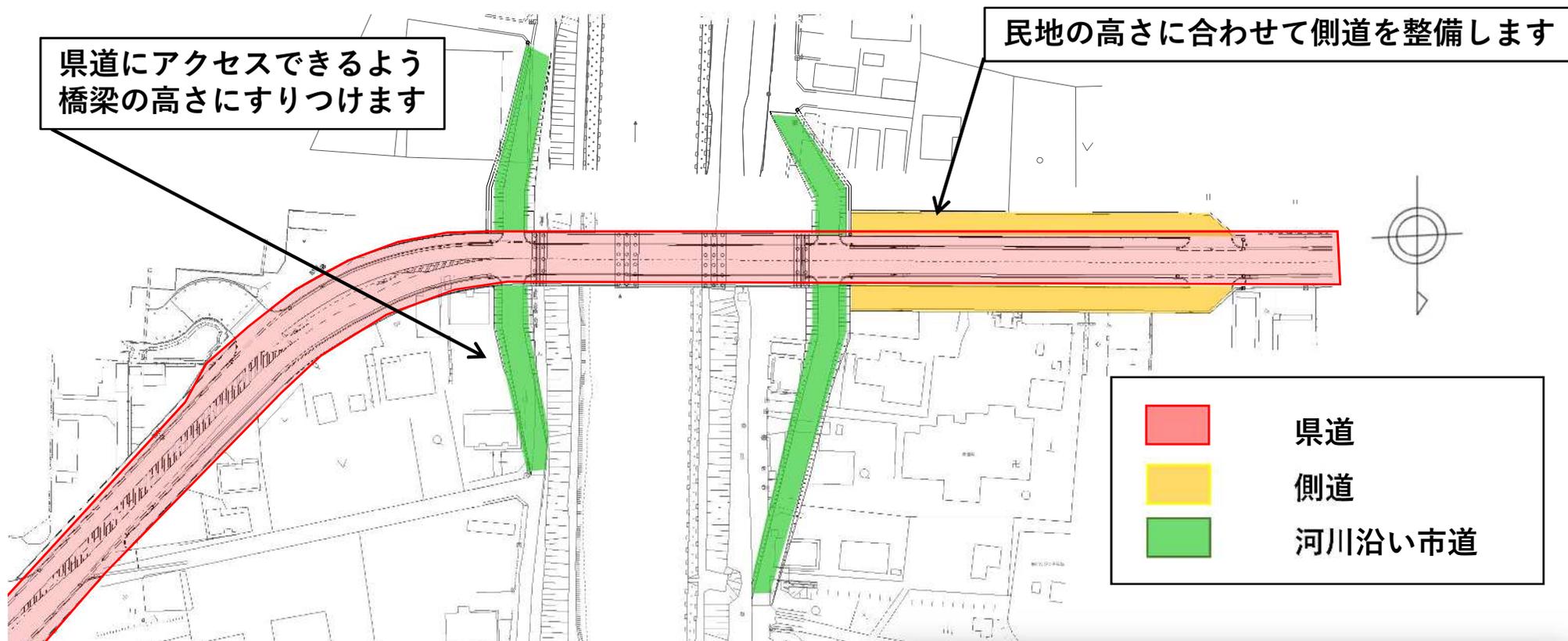
改修後の川幅 L=65m

橋梁部の幅員構成



1 事業概要

接続道路の構造について



【河川沿い市道のイメージ】永沼橋の例（中川）



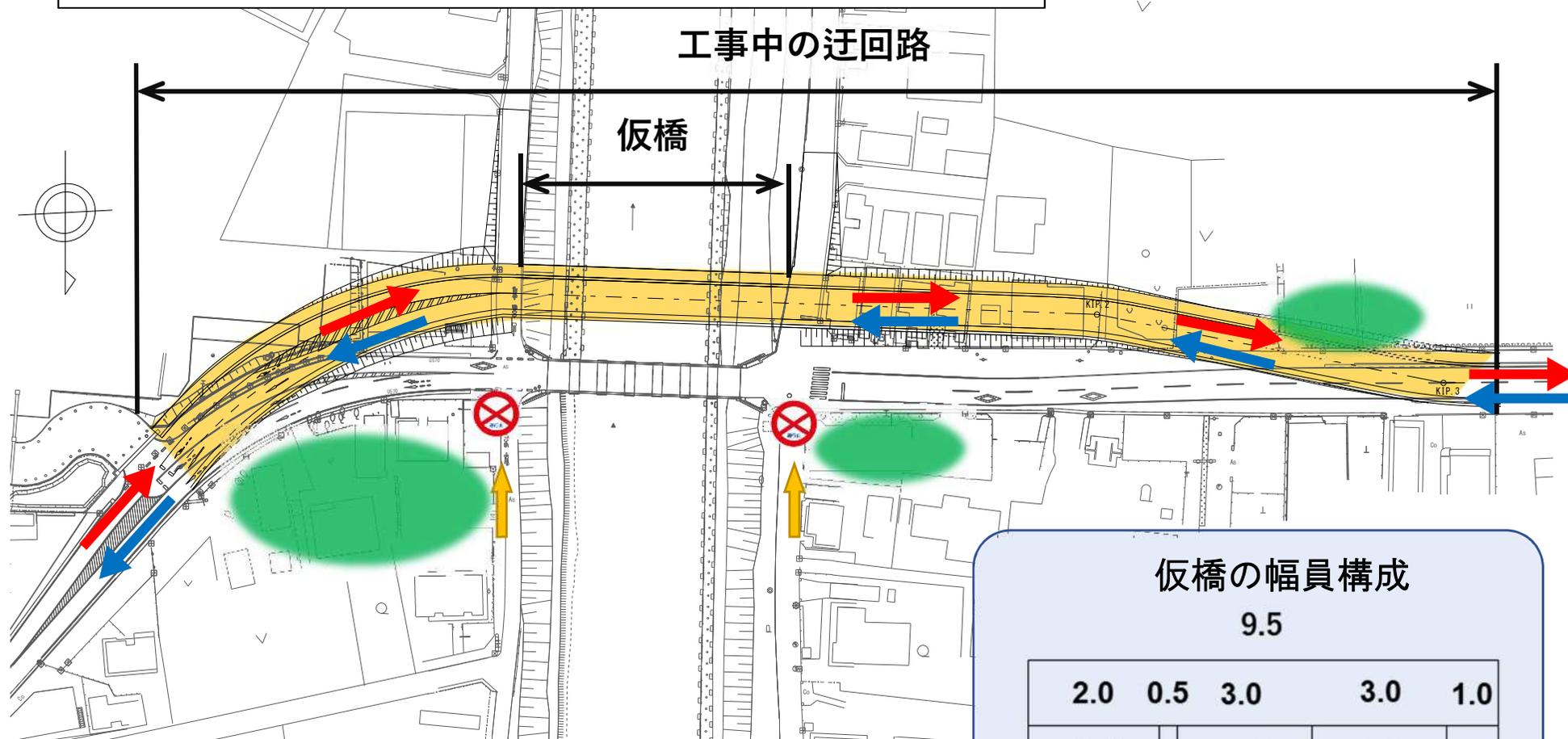
【側道のイメージ】はなみずき橋の例（中川）



1 事業概要

工事中の迂回路及び工事用地について

現在の新川橋を撤去して、新しい橋を架ける際に道路の機能を確保する為、仮設の橋を施工します



 : 工事用地 (予定)

 : 通行止め

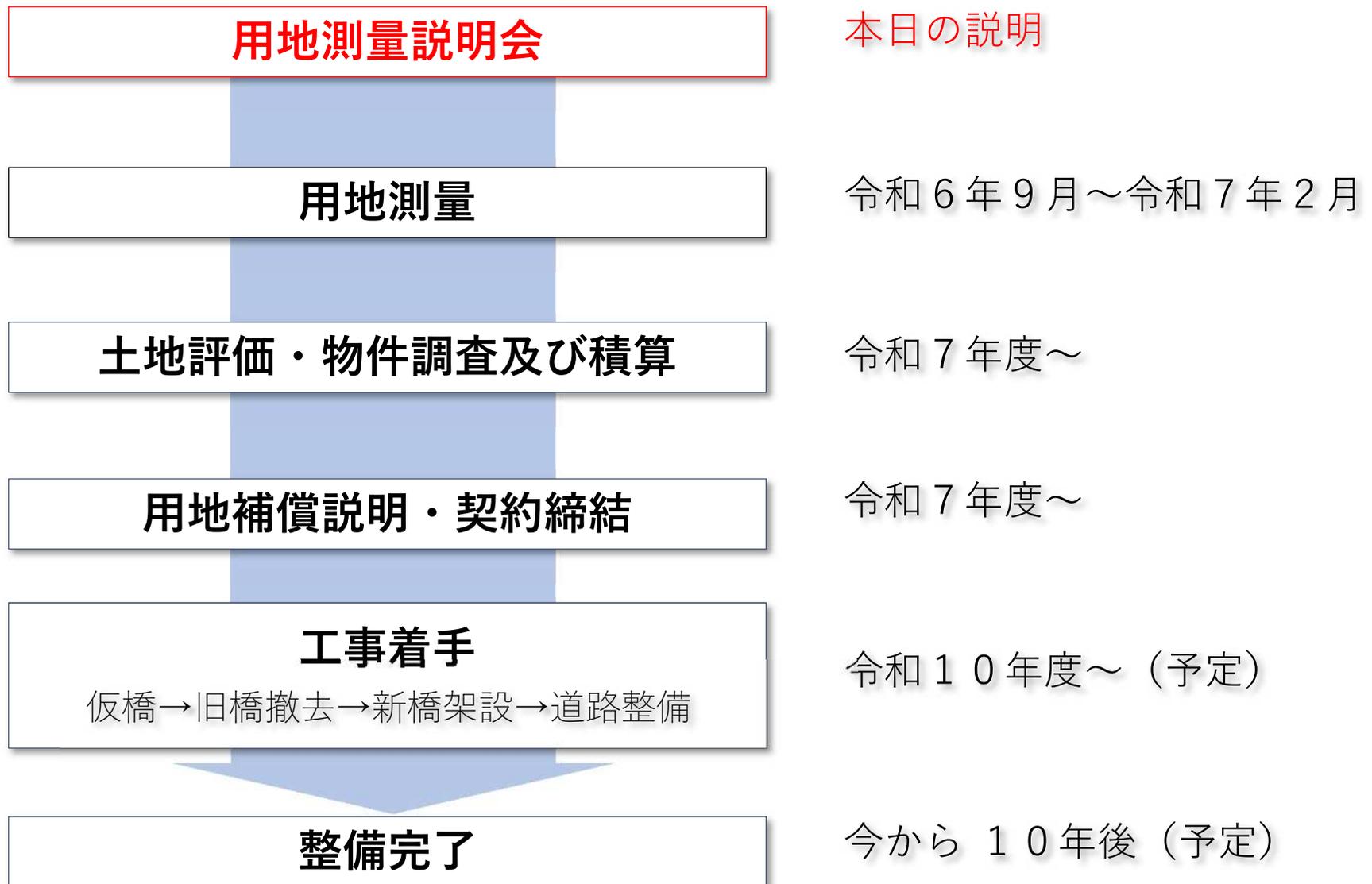
仮橋の幅員構成

9.5

2.0	0.5	3.0	3.0	1.0
歩道		車道	車道	路肩
	路肩			



2 事業スケジュール



※ スケジュールは、今後、整備状況等により変更される可能性があります。

3 用地測量について

用地測量とは、道路及び河川を整備するために必要となる土地について周辺の土地との境界を確認することにより、事業に必要な土地の面積を求めることを目的とします。

【御注意いただきたい事項】

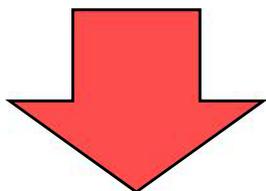
- 境界を確認したのち、事業予定地内に土地や建物をお持ちの方と土地の取得（借用）や家屋移転などについて、個別に御相談させていただきます。
- 説明会のお知らせが届いた方々を用地測量の対象（対象地、隣接地）と考えておりますが、今後さらに詳細な調査を行った上で、用地測量の対象となる方々に対しては、10月上旬以降に現地立会いの御案内を配布させていただきます。

3 用地測量

用地測量の流れ、進め方

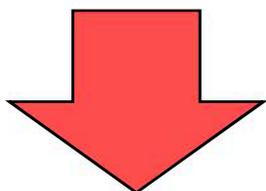
用地測量は、下のフロー図のとおり令和6年9月から令和7年2月頃までの予定で進めていきます。

1 境界を確認するための事前調査



- 土地の境界を確認するために必要な、公図や土地登記簿等を法務局などから収集します。（現在実施中）
- 皆さま方の敷地内で、既存の境界を示す杭やプレートなどを確認します。

2 境界を確定するための現地立会



- お持ちの土地と隣接地との境界を確認します。

※ 現地で立会をお願いします。

3 事業用地として取得または借用する土地面積の確定

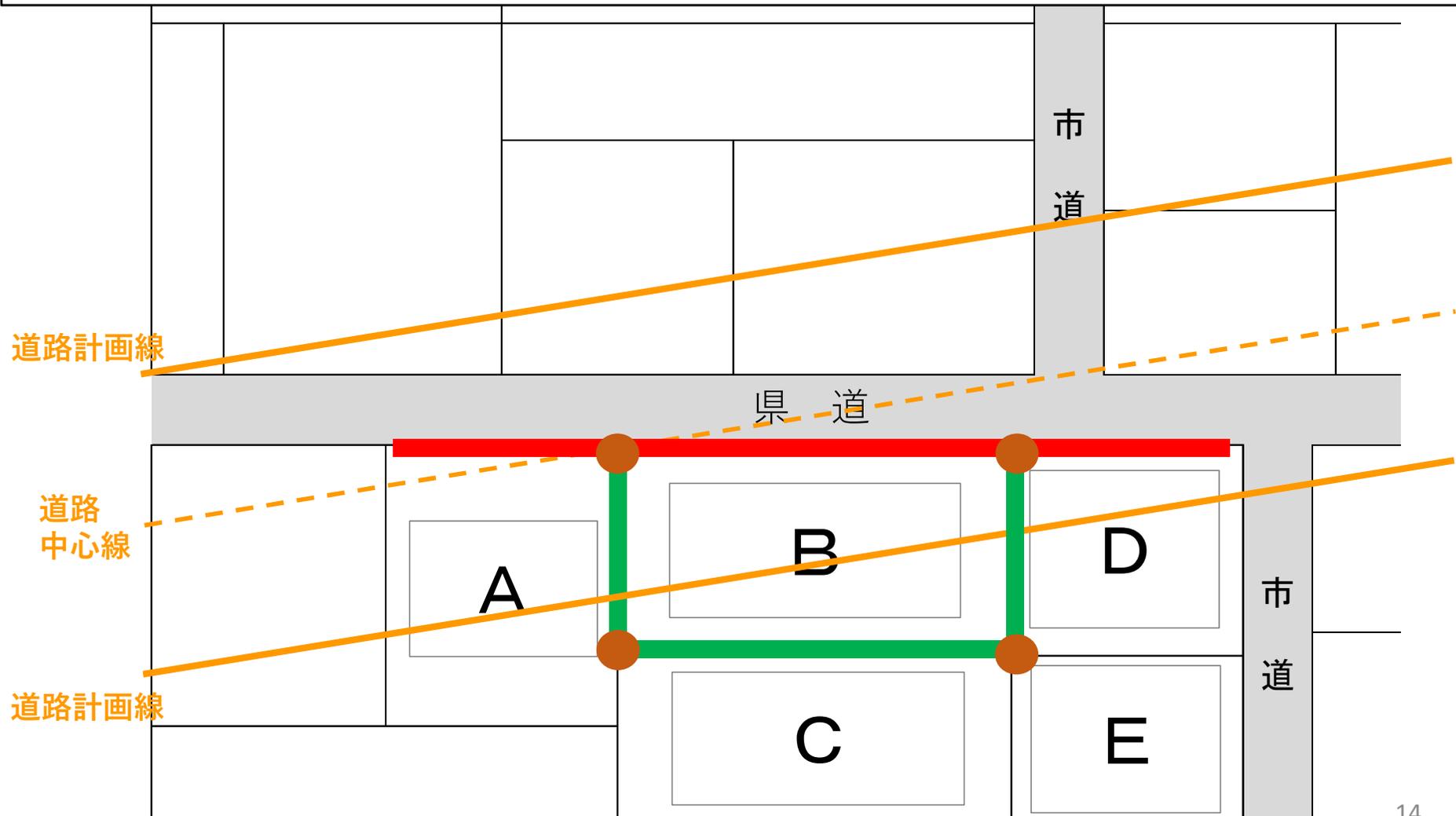
- 現地の状況や必要に応じて、道路の計画幅を示す杭を設置します。

3 用地測量

境界確認（現地立会）の流れ（1）（Bさんの場合）

（1） 公共用地と私有地の境界確認、私有地と私有地の境界確認を行います。

- ・ 図のオレンジ線が、道路の計画線です。
- ・ 図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認する箇所です。
- ・ 図の緑色の線が、私有地と私有地との境界を確認する箇所です。

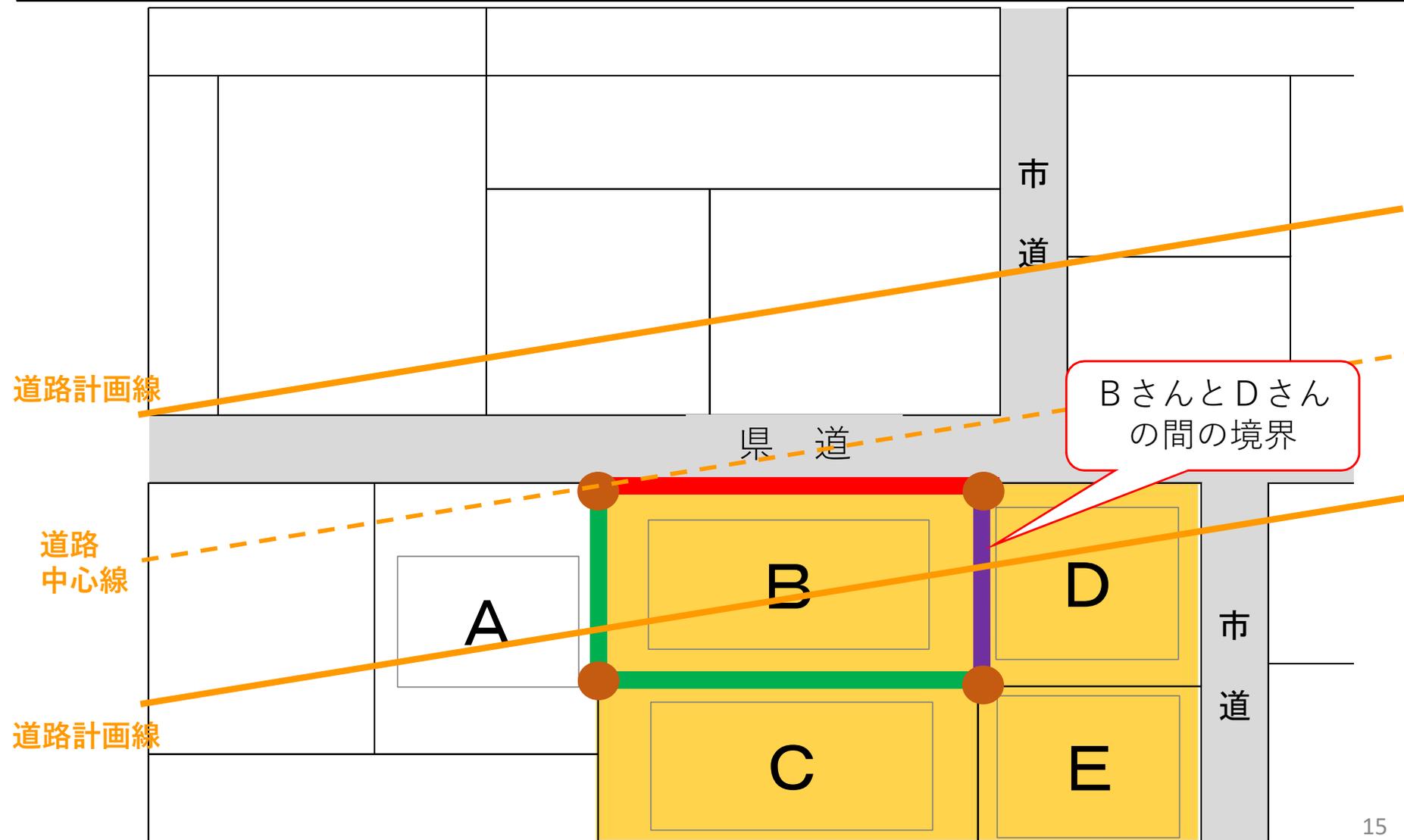


3 用地測量

境界確認（現地立会）の流れ（2）（Bさんの場合）

（2） 境界確認では、その境界の全ての関係者の立会が必要になります。

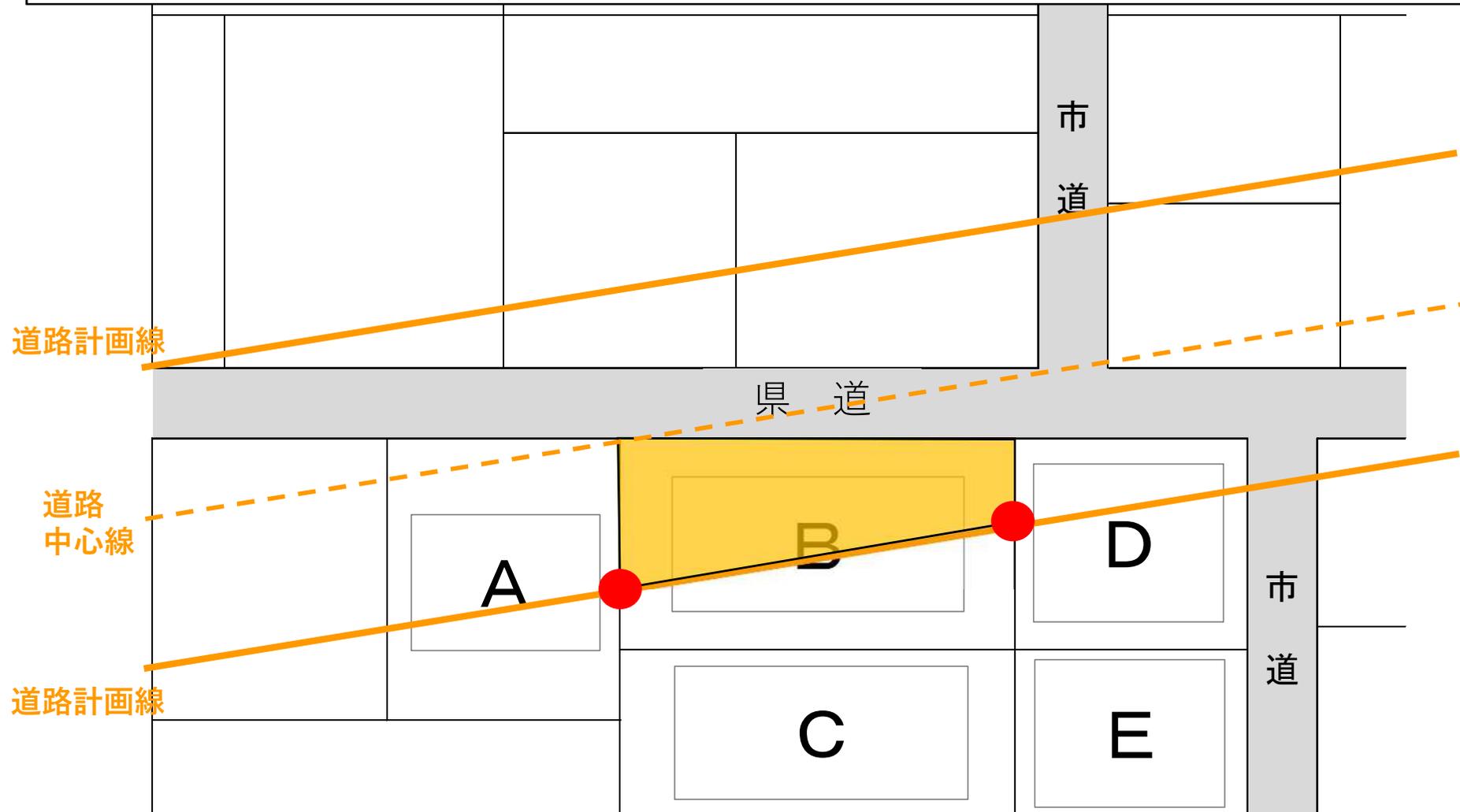
- 例えば紫色の線で示した、BさんとDさんの境界を確認する際には、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、県道の管理者との立会が必要になります。



3 用地測量

土地面積の確定（Bさんの場合）

- ・ 現地立会にて、Bさんの私有地全ての境界が確定できたのち、事業用地として取得（借用）させていただく土地面積の確定ができます。
- ・ 必要に応じて、道路の計画幅を示す杭の設置をさせていただきます。



3 用地測量

用地測量を行う測量業者

用地測量は、埼玉県が業務委託した測量業者が実施します。

測量業者 株式会社アタル開発

住所 春日部市中央4-7-4

現場担当者 江原

電話番号 048-761-5051

測量業者 株式会社塩崎テクノブレイン

住所 久喜市本町4-5-37

現場担当者 関口

電話番号 048-022-7891

測量作業などを行う際は、越谷県土整備事務所が発行した身分証明書を携帯します。

表

第 号					
身 分 証 明 書					
氏 名	〇〇〇 〇〇	(S,HO年〇月〇日生)	顔写真		
勤務先					
住 所					
委託業務の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託				
上記の者は、埼玉県施行の標記委託業務に従事する者であることを証明する。					
有効期間	令和	年	月	日	から
	令和	年	月	日	まで
発行日	令和	年	月	日	
	(課所長)				印

裏

1	本書は、公印、日付のないもの又は記載事項について訂正したもののについては無効とする。
2	この証明書は、標記委託業務に従事する場合には必ず携帯し、関係人から請求があったときは、提示しなければならない。
3	この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
4	この証明書の有効期限は委託期間とし、有効期限が経過したときは、速やかに発注者へ返還しなければならない。
5	この証明書を紛失等したときは、速やかに発注者へ届け出なければならない。

17

3 用地測量

御案内文書の配布について

現地で立会をお願いする際には、事前に御案内の文書を皆様宛に配布させていただきます。

※10月頃に配布予定

○ この御案内には、

- ・ 立会をお願いする日時、場所
- ・ 当日御持参いただくもの
- ・ 注意事項
- ・ 連絡先

等が記載されています。

○ 記載の日時で御都合が悪い場合には、文書に記載のある測量業者に御連絡いただければ、別途調整させていただきます。

【参考】

〇〇〇様

様式第 号
令和6年 月 日

埼玉県越谷県土整備事務所長
(公印省略)

一般県道 西金野井春日部線の土地境界確認の立会いについて(依頼)

日頃、県の道路行政につきましては、多大なる御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
この度、一般県道 西金野井春日部線の用地測量を実施させていただいております。
つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり現地にて、土地境界確認の立会いを
いただきたく御願ひ申し上げます。

なお、当日、代理の方に立会いを委任される場合は、同封の委任状に署名捺印をして、代理人の方に
持参していただくよう御願ひします。また、ご都合がつかない場合は、お手数ですが、下記の作業完了
までお知らせいただければ幸いです。

記

1 日 時 令和6年 月 日() 午前 時 分頃

2 土地の所在 春日部市 新川 字上千 番

3 集 合 場 所 現地集合(別紙案内参照)

4 持参していただくもの

- (1) この依頼書
- (2) 印鑑(境界についてご確認いただいた時の認めのためと、些少ですがお礼を差し上げる手続きのために必要となります。)三文判で構いません。
- (3) 境界立会い調査振込依頼書(必要事項をご記入のうえお持ち下さい。)
- (4) 立会に参られる方名義の運転免許のコピー(振込先が確認できるもの)
※ご用意できない場合は送付等をご持参ください。
(代理の方が立会いを行う場合は、委任状と代理の方の捺印)
- (5) 代理の方が立会いを行う場合は、委任状と代理の方の捺印
- (6) 本人捺印の為、運転免許証やマイナンバーカード等

5 計 画 機 関 埼玉県越谷県土整備事務所
道路施設担当 齊藤、米津
電 話 048-964-5223(直通)

6 作 業 機 関 株式会社アタル開発
(担当者) 近田、江原
電 話 048-761-5051 (立会い日時変更等のご連絡先)

お問合せ先

【事業全般・用地測量に関すること】

埼玉県越谷県土整備事務所 道路施設担当

〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82

TEL : 048-964-5223 FAX : 048-960-1530

MAIL : q645221e@pref.saitama.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b1011/index.html>



【土地や建物の補償・用地交渉に関すること】

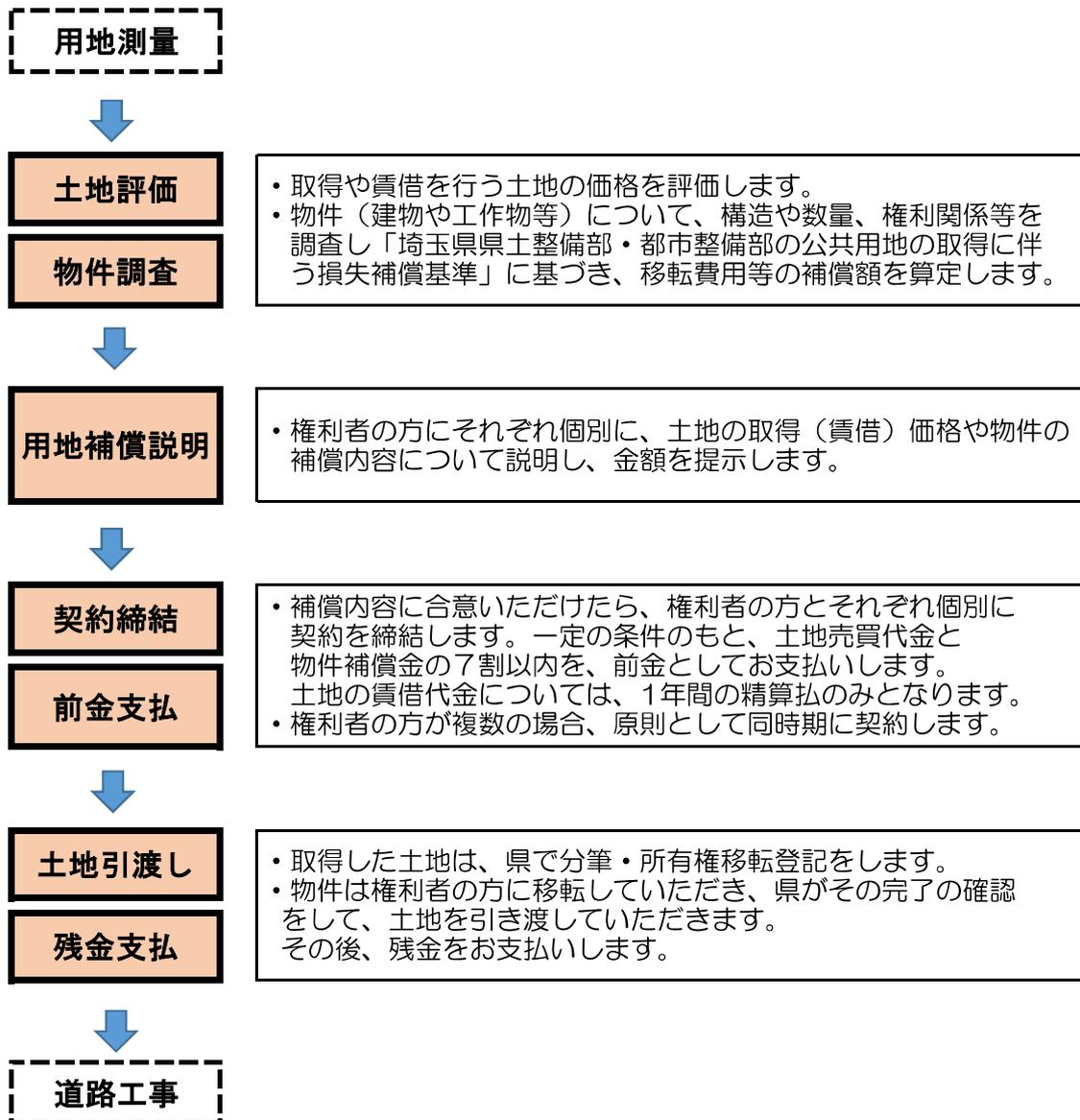
埼玉県越谷県土整備事務所 用地担当

TEL : 048-964-5222

■ 公共事業に ご協力いただく 皆様へ

問合せ先:越谷県土整備事務所 用地担当 TEL 048-964-5222

1 用地取得の流れ



2 補償のあらまし

(1) 土地売買、賃借代金

- ・土地の売買、賃借価格は、地価公示法による公示価格や、近隣の取引価格等を参考にして不動産鑑定士が行う土地評価を基に決定します。
- ・土地の売買価格は、毎年度見直しを行います。
賃借価格は賃借期間中同一単価となります。
- ・取得する土地に借地権がある場合には、土地所有者と借地人の方との間で、各々の権利割合を契約前に決めていただきます。

(2) 物件移転補償金

- ・土地の取得に伴って、支障となる物件（建物・工作物等）が存する場合は、権利者の方にその土地以外の場所又は残地内に移転していただきます。
- ・県は、物件の移転費用等を補償します。
- ・補償額は、毎年度見直しを行います。
- ・主な補償項目及び概要は、次のとおりです。

■ 建物移転補償	・建物の移転等に要する費用を補償します。
■ 工作物移転補償	・門、塀、看板等の移転等に要する費用を補償します。
■ 立木補償	・庭木等の移植等に要する費用を補償します。
■ 動産移転補償	・家財道具、店頭商品、事務用備品等の移転に要する費用を補償します。
■ 仮住居補償	・建物の居住者が、建物の移転等に伴い仮住居が必要と認められるときは、借りるための費用を補償します。
■ 借家人に対する補償	・建物が移転することにより家主との借家契約の継続が難しいと認められるときは、従来と同程度の建物を借りるための家賃と現家賃との差額を基に算定した費用を補償します。（動産移転料、移転雑費も補償します。）
■ 営業補償	・店舗や工場等が移転するため一時休業する必要があると認められるときは休業を必要とする期間中の収益減、固定的経費及び従業員に対する休業手当相当額を補償します。 ・営業再開後一時的に得意先が減少すると認められるときは、そのために生じる損失額を補償します。
■ 家賃減収補償	・移転対象の建物を賃貸していて、移転期間中、家賃収入がなくなる場合に、家賃収入相当額を補償します。（管理費相当額は控除します）
■ 移転雑費補償	・建物等の移転先を選ぶための費用、法令上の手続きのための費用等を補償します。

3 基本的な補償の考え方

- ・補償は、原則として現存するものを基に算定します。
減価償却も反映します。
- ・機能回復の方法が複数考えられる場合、経済的な方を採用します。
- ・残地の買収は原則として行いません。